

副
本

平成16年(行ウ)第20号 八ッ場ダム費用差止等請求事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

準備書面(14)

平成19年10月18日

水戸地方裁判所民事第2部 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴

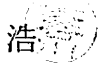
義 聖



被告茨城県知事指定代理人

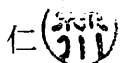
長谷川

浩



緑川

仁



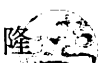
横田

喜一郎



芝沼

清隆



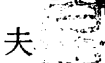
富田

佳之



白田

良夫



菅谷

昌英



関根

仁彦



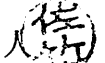
谷沢

肇



佐竹

義人



被告茨城県公営企業管理者指定代理人

蓼沼

秋男



窪木

達也



岡本

茂晃



川又

敬之



被告らは、その準備書面（10）第6（25頁）で述べたとおり、政策論争にこれ以上深入りをする予定はないが、原告ら第10準備書面において、茨城県が平成19年3月に策定した「いばらき水のマスタープラン（改定）」（乙181号証）（以下「新プラン」という。）に関する主張が新たにあったため、必要と思われる範囲で新プランの説明を行うとともに、原告ら第10準備書面に対し説明を兼ねて反論することとする。

なお、新プランは、後述するとおり（7・8頁）、茨城県全体の長期水需給計画であって、水資源開発の必要性を検討していく足がかりとなるものではあるが、個々の水資源開発については、水道事業者等が、地域の特性や取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って政策的に決定しているものである。そのため、茨城県企業局が経営している4つの広域水道用水供給事業のうち、県南広域水道用水供給事業と県西広域水道用水供給事業が、その水源の一部として八ッ場ダム開発水を確保することの適否とは直接関係がなく、その意味で主張自体失当なものであることを予めお断りしておきたい。

本件で争点となっているのは、水道用水の水源として参画している八ッ場ダムに係る公金支出の違法性であるため、初めに八ッ場ダム建設事業の利水上の必要性を述べる前提として、茨城県の水道用水等の供給の全体像について説明する。

第1 茨城県の水道用水等の供給について

1 茨城県の水道事業の概要

平成17年度末現在の茨城県における水道法に規定する水道は、上水道（計画給水人口が5000人を超える水道）が67、簡易水道（計画給水人口が101人以上5000人以下の水道）が177、専用水道（実際に給水を行っている人口が101人以上の自家用水道又は一日最大給水量が20立方メートルを超えるもの）が192、簡易専用水道（水道から水を受け、受水槽の容量が10立方メートルを超えるもの）が3315あり、これらのうち、上水道が県全体の現在給水人口（268万7057人）の約96%を占めている（乙1

82号証48～53頁)。

上水道事業については、県内44市町村のうち、41市町村と2水道企業団(湖北水道企業団、茨城県南水道企業団)が経営し、一般県民の需要に応じて水道水を供給している。当該41市町村及び2水道企業団が上水道事業を営むために確保している水源には、表流水及び地下水と茨城県企業局が営む4つの広域水道用水供給事業からの用水の受水がある(乙182号証70～73頁 同号証では「地表水」、「浄水受水」としているが、本準備書面ではそれぞれ「表流水」、「広域水道用水供給事業からの受水」としている。)

なお、上水道事業は、基本的に市町村がその行政区域内の住民の需要に応じて水道により水を供給するため水道事業を営むことになるが、個々の市町村の営む水道事業では、水源の確保や取水・導水施設、浄水施設等の施設整備に多額の経費が必要になる等の困難な問題があり、これらの諸問題を解決するため、茨城県では、昭和52年の水道法改正で制度化された広域的な水道整備計画を導入し、水道事業者の市町村等からの要請を受け、当該要請に基づき茨城県が広域的な水道整備計画を策定し、これに基づき茨城県企業局が広域水道用水供給事業を営むこととし、各市町村等の水道事業者に水道用水を供給している(乙183号証10～17頁)。

2 地域別上水道事業の概要

茨城県の上水道事業を地域別に区分する際には、「茨城県水道整備基本構想21」(乙163号証)の地域区分を基に、水道用水供給事業の対象区域を考慮して、県内を県南地域、県西地域、鹿行地域及び県中央地域と水道用水供給事業の対象区域外の県北地域の5地域に区分している(ただし、市町村合併によって2つの水道用水供給事業から受水することとなった石岡市及びかすみがうら市は県中央地域に、土浦市は県南地域に扱うこととしている。)。各地域の上水道事業の概要は、次の(1)から(5)のとおりである(別表「各地域の上水道事業の概要」参照)。

なお、水源、給水人口及び最大給水量の数値は、水道法に基づく水道事業の

認可を受けた事業計画値であり、1つの市町村で複数の水道事業を営んでいる場合がある。

- (1) 県南地域の11市町村では、土浦市、つくば市、守谷市、稲敷市、美浦村、阿見町、河内町及び利根町の8市町村による11の上水道事業と、茨城県南水道企業団（龍ヶ崎市、取手市及び牛久市による一部事務組合）による上水道事業が行われているが、それらの水源は表流水1200立方メートル/日、地下水3万1694立方メートル/日及び県南広域水道用水供給事業（土浦市のうち旧新治村の区域は県西広域水道用水供給事業）からの受水31万1275立方メートル/日となっており、給水人口77万2870人、最大給水量34万6839立方メートル/日の計画で、県南地域の住民に水道水を供給している（乙182号証70・71頁）。
- (2) 県西地域の11市町では、古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、つくばみらい市、八千代町、五霞町及び境町による21の上水道事業が行われているが、それらの水源は表流水8万180立方メートル/日、地下水12万628立方メートル/日及び県西広域水道用水供給事業からの受水8万1040立方メートル/日となっており、給水人口72万8930人、最大給水量28万4312立方メートル/日の計画で、県西地域の住民に水道水を供給している（乙182号証72・73頁）。
- (3) 鹿行地域の5市では、鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市及び鉾田市による11の上水道事業が行われているが、それらの水源は表流水1万1300立方メートル/日、地下水2万87立方メートル/日及び鹿行広域水道用水供給事業からの受水10万7200立方メートル/日となっており、給水人口30万1050人、最大給水量13万8220立方メートル/日の計画で、鹿行地域の住民に水道水を供給している（乙182号証70・71頁）。
- (4) 県中央地域の11市町村では、水戸市、石岡市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、かすみがうら市、小美玉市、茨城町、大洗町及び東海村による14の上水道事業と湖北水道企業団（石岡市及び小美玉市による一部事務

組合)による上水道事業が行われているが、その水源は表流水20万4281立方メートル/日(茨城県企業局が経営する那珂川工業用水道事業と共同で取水している3115立方メートル/日を含む。)、地下水10万8839立方メートル/日及び県中央広域水道用水供給事業(石岡市のうち旧八郷町の区域及びかすみがうら市のうち旧千代田町の区域は県西広域水道用水供給事業)からの受水19万7273立方メートル/日となっており、給水人口98万9080人、最大給水量48万8130立方メートル/日の計画で、県中央地域の住民に水道水を供給している(乙182号証70・71頁)。

- (5) 県北地域の6市町では、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、城里町及び大子町による8の上水道事業が行われているが、その水源は表流水20万6313立方メートル/日、地下水2万8665立方メートル/日となっており、給水人口43万7200人、最大給水量22万7520立方メートル/日の計画で、県北地域の住民に水道水を供給している(乙182号証70・71頁)。

3 茨城県企業局の広域水道用水供給事業

茨城県企業局が行う上記4つの広域水道用水供給事業の中で、ハツ場ダムを水源の1つとしているのは、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の2つである。

- (1) 県南広域水道用水供給事業については、計画給水人口66万1500人、最大計画給水量30万6075立方メートル/日で、県南地域の11市町村に対して給水を行っている。県南広域水道用水供給事業は、霞ヶ浦給水系と利根川給水系の2つの給水系に分かれ、霞ヶ浦給水系は霞ヶ浦を水源とし、利根川給水系は渡良瀬遊水池及びハツ場ダムを水源として給水を行っている(乙183号証10・11頁)。

ハツ場ダムを水源の一部とする利根川給水系では、計画給水人口22万3000人、最大計画給水量10万立方メートル/日で、守谷市、利根町及び茨城県南水道企業団に水道水の供給を行っている。利根川給水系における水源は、

給水量10万立方メートル/日のうち、約4万立方メートル/日を渡良瀬遊水池に、約6万立方メートル/日を八ッ場ダムに求めている。

現在、既に完成している渡良瀬遊水池における約4万立方メートル/日の水源では不足が生じているため、八ッ場ダムにおける参画水量約6万立方メートル/日のうち約4万立方メートル/日の暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている。

(2) 県西広域水道用水供給事業については、計画給水人口50万1200人、最大計画給水量8万立方メートル/日で、13市町に対して給水を行っている。県西広域水道用水供給事業は、新治給水系、関城給水系、水海道給水系の3つの給水系に分かれ、新治給水系及び関城給水系は、霞ヶ浦開発を水源とし、水海道給水系は、奈良俣ダム、湯西川ダム及び八ッ場ダムを水源として給水を行っている。

八ッ場ダムを水源の一部とする水海道給水系における計画給水人口は20万9000人、最大計画給水量は3万4600立方メートル/日で、常総市、坂東市、古河市、つくばみらい市及び境町に水道用水の給水を行っている。水海道給水系における水源は、給水量3万4600立方メートル/日のうち、約1万7000立方メートル/日を湯西川ダムに、約1万4000立方メートル/日を奈良俣ダムに、約3000立方メートル/日を八ッ場ダムに求めている(乙183号証14・15頁)。

現在、既に完成している奈良俣ダムにおける約1万4000立方メートル/日の水源では不足が生じているため、建設中である湯西川ダムにおける参画水量約1万7000立方メートル/日のうち約1万2000立方メートル/日及び八ッ場ダムの参画水量約3000立方メートル/日の全量を、暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている。

(3) 茨城県においては、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業のほか、霞ヶ浦を主な水源として鹿嶋市ほか4市に用水供給を行っている鹿行広域水道用水供給事業と、霞ヶ浦導水を主な水源として水戸市ほか9市町

村1企業団に用水供給を行っている県中央広域水道用水供給事業がある(乙183号証12・13頁及び16・17頁)。

4 茨城県企業局の工業用水道事業

茨城県企業局においては、那珂川、鹿島、県西、県南、県央の5つの工業用水道事業を経営し、合わせると計画最大給水量126万3680立方メートル/日で、県内の30市町村が給水区域となっている。そこに立地する工業用水を必要とする工場などに、企業局の浄水場から配水管を直接つなぐことで給水を行っている(乙183号証20~29頁)。

5つの工業用水道事業における水源は、利根水系の霞ヶ浦開発が主で、全体の約90%を占めており、その他に霞ヶ浦導水、那珂川及び地下水となっている。

第2 ハッ場ダム建設事業への参画の必要性について

1 原告らの主張の要旨

茨城県が平成19年(2007年)に改定した「新プラン」は、平成14年(2002年)に策定し、平成15年度のハッ場ダム事業基本計画変更において茨城県知事が国土交通大臣に対して同意の意見を述べる際の根拠となった「旧プラン」の水需要予測を約8.1立方メートル/秒も減らす下方修正を行った。

この減少分は、ハッ場ダム、思川開発、湯西川ダム及び霞ヶ浦導水事業への参加により確保しようとする保有水源量8.402立方メートル/秒(湯西川ダムは旧プランの数字を使用)に匹敵する水量になっている。

このように、新プランの下方修正は、ハッ場ダム事業参加の根拠となった旧プランの予測を否定するとともに、ハッ場ダム等への参加が不要となる水需要予測を示すものになっている(原告ら第10準備書面5・6頁)。

2 原告らの主張に対する反論

(1) ハッ場ダム建設事業への参画の必要性と新プランの関連性について

被告らの準備書面(10)(7・8頁)や本準備書面冒頭(2頁)で述べた

ように、「いばらき水のマスタープラン」は、茨城県全体の水需給をマクロ的に分析したものであって、水資源開発の必要性を検討していく足がかりとなるものではあるが、個々の水資源開発については、水道事業者等が、地域の特性、人口や経済動向、渇水時や水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って政策的に決定しているものである。現在建設が進められている水資源開発のうち思川開発を例にとると、水道事業者である古河市及び五霞町はその水道事業者の判断で独自に同開発事業に参画している。

したがって、マクロ的に茨城県の水需給を推計した「いばらき水のマスタープラン」と個々の水資源開発の必要性を結びつけて、新プランの水需要が下方修正されたから利水上八ッ場ダム等への参加の必要もなくなったとはいえないのであって、原告らの主張は全く不適切なものである。

(2) 県南地域及び県西地域の水道用水供給事業の現状について

本準備書面5・6頁で述べたように、八ッ場ダムを水源としているのは、茨城県企業局が経営している県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の2つである。

被告ら準備書面(1)(12・13頁)で述べたように、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業は、県南地域及び県西地域の市町村長等から「広域的水道整備計画策定の要請書」(乙28号証及び乙30号証)が提出され、県南地域については昭和53年度に、県西地域については昭和54年度に、市町村議会の同意及び県議会の同意を得て、茨城県がそれぞれの広域的水道整備計画(乙29号証及び乙31号証)を策定し、これらの広域的水道整備計画に基づき事業化されたものである。

当該広域的水道整備計画における水源については、霞ヶ浦を含めた利根水系の水資源開発を積極的に促進することによりその確保を図ることとしており、昭和60年11月に建設大臣(現国土交通大臣)から八ッ場ダム建設に関する基本計画作成について意見を求められ、昭和61年3月に茨城県議会の議決を

得て、ハツ場ダムに9万4200立方メートル/日(1.090立方メートル/秒)参画することとしたものである(乙35号証の1,乙36号証の1,乙37号証の1,乙38号証の1,乙39号証の1)。

このように、県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業は、水道法の認可を受けて、ハツ場ダムに上記9万4200立方メートル/日(1.090立方メートル/秒)のうち6万7570立方メートル/日(0.782立方メートル/秒)を水道用水供給事業の水源の一部として確保し(県南広域6万4450立方メートル/日(0.746立方メートル/秒),県西広域3120立方メートル/日(0.036立方メートル/秒)),既に暫定豊水水利権4万4640立方メートル/日(0.516立方メートル/秒)を取得して利根川から取水し(県南広域4万1520立方メートル/日(0.480立方メートル/秒),県西広域3120立方メートル/日(0.036立方メートル/秒)),本準備書面5・6頁で述べたように(上記の水量は取水量であり,5・6頁で述べた水量は企業局における取水から給水に至る損失水量を見込んだもの),平成18年3月現在で守谷市など5市町の県南地域及び常総市など5市町の県西地域の県民のために水道用水を供給している(乙183号証10・11頁及び14・15頁)。なお,暫定豊水水利権とは,水需要が増大し緊急に取水する必要がある場合で河川の流量が基準濁水流量等を超える場合に,ダム事業等の水資源開発施設の建設に参画していることを条件に,暫定的に許可される水利権であるため,ハツ場ダムから撤退すれば当然にその権利を失い水道用水の供給に支障をきたすことになるものである。

(3) 県南地域及び県西地域の今後の水需要について

ア 県南地域及び県西地域は,水道普及率が平成18年3月末現在で87.

3%であり,茨城県の水道普及率90.6%や全国の水道普及率97.2%に比べて低いため(乙182号証16頁及び52・53頁),今後の普及率の上昇が見込まれるうえ,つくばエクスプレスや首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の開通に伴い新たな開発による人口増や企業立地等による水道用

水の伸びなど、将来の水の需要の増加が見込まれている。

イ また、当該地域は、地下水への依存度が非常に高く、本準備書面 28 頁に後述するとおり、地盤沈下も引き続き確認されている地域である。地下水採取によって引き起こされる地下水位の低下は、地下水の枯渇や水質の悪化、ひいては地盤沈下などの弊害をもたらすことになることから、茨城県では、昭和 51 年に「茨城県地下水の採取の適正化に関する条例」(乙 32 号証)を制定し、無秩序な地下水の採取行為が貴重な水資源である地下水の保全を損なうことのないよう、指定地域(県南地域、県西地域及び鹿行地域)内の一定規模以上の地下水の採取に知事の許可を要することとするることによって、地下水の保全と適正利用を図ることとした。また、本条例の指定地域の一部は、平成 3 年 11 月 29 日の地盤沈下防止等対策関係閣僚会議決定「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」における保全地域(古河市、結城市、坂東市、五霞町、境町)及び観測地域(筑西市、下妻市、常総市、八千代町、守谷市)に含まれており(乙 184 号証の 1、乙 184 号証の 2)、保全地域内では、地下水採取規制、代替水源の確保及び代替水の供給、節水及び水使用の合理化を推進するとされており、観測地域では、適切な地下水の採取について、関係地方公共自治体と連携を取りつつ指導を行うこととされている。

このような地下水採取を抑制することとされている当該地域における水道事業の給水状況は、平成 17 年度の実績で、年間取水量 1 億 4 2 4 1 万 9 0 0 0 立方メートルで、その内訳は地表水 1 3 8 3 万 6 0 0 0 立方メートル、地下水 3 3 6 2 万 3 0 0 0 立方メートル、広域水道用水事業受水 9 4 9 6 万立方メートルと(乙 182 号証 184 頁)、地下水依存度が 23.61%となっており、特に県西地域は地下水依存度が 46.97%と依然として高い状況にある。これらのことから、茨城県は、県南地域及び県西地域では、本条例や「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」の趣旨を受けて、今後も水道事業における地下水依存から広域水道用水事業受水への転換を図ること

としている。

ウ 現在、茨城県においては、ハッ場ダムの暫定豊水水利権として取水しているのは、4万4640立方メートル/日（0.516立方メートル/秒）であるが、県南地域及び県西地域は、つくばエクスプレスの開業による人口増や地下水から水道水への転換により、水需給が逼迫する状況にあるため、近い将来暫定豊水水利権量を増量し、既に水道法の認可を受けている県南広域水道用水事業及び県西広域水道用水供給事業の確保水量である6万7570立方メートル/日（0.782立方メートル/秒）まで引き上げていく予定である。

エ さらに、上記ア及びイのとおり県南地域及び県西地域は、開発に伴う人口増加や水道普及率による将来の水需要の増加に加え、地下水から広域水道用水事業受水への転換により、今後も水道用水の増加が見込まれており、茨城県としては最終的にはハッ場ダムの参画水量である9万4200立方メートル/日（1.090立方メートル/秒）を必要と考えている。

すなわち、現在確保している6万7570立方メートル/日（0.782立方メートル/秒）とハッ場ダムの参画水量9万4200立方メートル/日（1.090立方メートル/秒）との差2万6630立方メートル/日（0.308立方メートル/秒）については、平成13年に県南地域及び県西地域の35市町村と2企業団（平成13年当時）から、茨城県知事に対し「広域的水道整備計画策定の要請書」（乙185号証）が提出され、現在県南地域及び県西地域の市町村と将来の需要水量について協議を行っており、霞ヶ浦導水事業8万6400立方メートル/日（1.000立方メートル/秒）と合わせた水量を水源に想定して、「県南西地域広域的水道整備計画」策定の検討が行われているところである。

オ 以上のとおり、ハッ場ダム参画水量9万4200立方メートル/日（1.090立方メートル/秒）は、県南地域及び県西地域の水道用水として必要なものである。

ちなみに、新プランにおいても、本準備書面18・19頁に後述するように、県内を水系ごとに利根水系（霞ヶ浦等を含む。）、那珂水系、久慈水系及び多賀水系の4つの水系に区分しているが、利根水系に含まれる県南地域、県西地域及び鹿行地域の全地域と県中央地域の一部の水需給バランスの見通しは、次の表のとおり八ッ場ダム等の水源を加えても水道水の供給量が需要量を0.336立方メートル/秒下回っている（181号証35頁）。

個々の水資源開発である八ッ場ダムの必要性和、マクロ的に茨城県（利根水系）の水需給を推計した新プランとは直接結びつくものでないが、仮にマクロ的な利根水系の水需給バランスの見通しからみても八ッ場ダムは必要な水源といえるのである。

（単位：m³/秒）

区 分		平成32年（2020年）
水道用水 (A)	供給量	10.219
	需要量	10.555
	供給量－需要量	△0.336
工業用水 (B)	供給量	16.000
	需要量	13.584
	供給量－需要量	2.416
都市用水 (A) + (B)	供給量	26.219
	需要量	24.139
	供給量－需要量	2.080

（4）代替措置について

原告らは、保有水源の余裕のある工業用水から水道水への転用を進めるべきであると主張しているが（原告ら第10準備書面15・16頁）、これは利根水系の工業用水の供給量が需要量を2.416立方メートル/秒上回っていること（乙181号証35頁）を根拠にしていると思われる。

しかし、被告ら準備書面（10）第3の4（2）エ（18・19頁）でも述べたように、水源の転用や地域間（水系間）の水融通を実施する場合には、水系間の水利権の調整、水源施設に係るコスト、転用先又は融通先の給水系までの導水路等に係る追加整備費用や維持費用、取水の安全性を考慮した場合における水源の分散状況などの観点からの検討が前提となるため、種々の条件を検討した上での総合的判断が必要なのであって、原告らが行っているような単純な差し引きをもってのみ水源転用を論じることはできない。

八ッ場ダムの必要性を考える上で、仮に工業用水から水道用水への転用を検討したとすると、主に霞ヶ浦に水源を有する茨城県企業局が行う鹿島、県西、県南の3工業用水道事業からの転用が考えられるが、これらの事業は利根川本川には水利権を有していないため、水道用水に転用したとしても直接利根川から取水することはできない。そのため、仮に原告らが主張するように、八ッ場ダムを一部水源とする県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業の水源を、霞ヶ浦の工業用水の水源から転用するとなると、新たな取水施設を霞ヶ浦に建設しそこから取水し、県南広域水道用水供給事業に係る利根川浄水場（乙183号証10・11頁）及び県西広域水道用水供給事業に係る水海道浄水場（乙183号証14・15頁）へ延々と配管しなければならない。このことは、水道事業者にとってコストの面及び取水の安全性の面等から現実的なものとは到底考えられず、工業用水から水道用水への水源転用によって八ッ場ダム建設事業への参画の必要性はなくなるなどということとはできない。

第3 新プランの水需要予測及び水資源の活用について

1 新プランの説明に当たって

- (1) 茨城県では、平成14年3月に水資源行政の総合的な指針として「いばらき水のマスタープラン（新・茨城県長期水需給計画）」（以下「旧プラン」という。）（乙160号証）を策定し、水資源に関する施策を長期的かつ総合的な観点から計画的に推進するための水資源行政の指針としてきた。

平成18年3月の新茨城県総合計画「元気いばらき戦略プラン」(以下「新総合計画」という。)の策定により、旧プランの水需要推計の基本となる将来の人口見通し及び経済見通しが見直され(乙162号証)、さらに近年の地球温暖化問題や環境に配慮した水利用問題など、水資源を取り巻く状況が大きく変化してきたことから、平成19年3月に旧プランを改定し、新プランを策定した(乙181号証1頁)。新プランは、専門家等により構成された「いばらき水のマスタープラン検討委員会」における検討結果を踏まえ、県政世論調査や県民意見聴取の結果を参考にしながら、水資源に関する施策の方向をとりまとめたものである。

新旧プラン等の長期水需給計画は、あくまで県全体の指針にとどまり、今後の水需給の長期見通しを明らかにするとともに、水資源に関する施策の方向を示すものである。個々の水源開発については、水道事業者等が、地域の特性、人口や経済動向、渇水時の対応のための水源分散化、取水・浄水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って政策的に決定しているものであって、この新旧プラン等を直接根拠としているものではない。

(2) 本件において、原告らは、被告らの「新プラン」において、過去の水需要の実績や予測の前提となる諸要素などに関する適正な情報収集も行わずに、又はこれらに関する適正な情報を無視したうえで、恣意的に著しく過大な予測をしており、行政裁量の範囲を逸脱しているから、過大な水需要予測に基づき実施される事業に関する費用の支出等は違法であると主張している(原告第10準備書面3頁)。

しかし、前述したように、新プランと本件の事業やその利水に関する負担金等の支出とを結びつける原告らの主張は主張自体失当である。

(3) また、原告らは、長期的な需給予測等に基づいて計画的に行う公共事業について、検証を繰り返して適切に事業計画の見直しをすべきであるのにそれをせず、漫然と当初計画どおりに進めてきた場合は、事業支出が違法とされ

る可能性が生じると主張している（原告第10準備書面4・5頁）。

しかし、このような主張は、公共事業に関する政策判断の適否についてのものであって、財務会計法規上の義務に何ら関わりのない主張である上、新プラン等の長期水需給計画と本件の利水に関する負担金等の支出は上述したように関係がなく、さらに、茨城県は、(1)で述べたように、平成14年3月に策定した旧プランの水需要予測に大きな変動を与える要因が明らかになった時点で速やかに旧プランを改定しているのであって、原告らの主張は失当のものである。

なお、この新プランにおいても、八ッ場ダムは茨城県の水資源の一つとして見込んでいる（乙181号証38・39頁）のであって、原告らが主張するように水需給に関し、適時、適切な計画の見直しを行わずに漫然と当初計画どおりに進めているというものではない。

(4) 水道事業者の水資源開発と茨城県全体の水需給予測について

ア 水道用水に係る水資源開発は、各水道事業者が、それぞれの地域住民に責任を負う立場から実施しているものであって、各々の水道事業者の確保水量を合算した量が県全体の予測需要量と合致するなどということはありません。水道事業者には住民の生活に支障を来たすことがないように給水の安定性を確保することが求められているのであって、需要と供給を単純に差し引きすれば、供給量が上回るのは必然的なことなのである。

他方、県全体で合算した供給量が上回っているからといって、水資源開発が必要かどうか、水源間の融通ができるか否かは、前記第2の2(4)で述べたとおり、水資源施設開発に係るコスト、水系の異同(茨城県内の水系は、利根水系、那珂水系、久慈水系、多賀水系の4つの水系に区分されるが、水系が異なれば基本的に水系間の融通はできない。)、融通先の浄水場までの導水路等に係る追加整備費用や維持費用、渇水時や震災時等の取水の安全性を考慮した場合における水源の分散性など多くの観点を総合的に検討して初めてできる議論である。

すなわち、各水道事業者が、水需要に応じるため、どのような水源開発を行うか、どのような水源間の融通が可能かどうか等々の問題は、全体の需給量の単純な差し引きで論じられる問題ではなく、公営企業である各水道事業者の総合的な判断に委ねられている問題であり、したがって、予測需要量と供給量とを単純に比較して、仮に八ッ場ダム参画分の水量の差が生じたとしても、そのことにより短絡的に八ッ場ダムの水源開発が不要となるものでなく、将来を見越してその水量を確保するか撤退するか、仮に撤退するとしてどの程度の量を、どの水源開発から撤退するか（撤退することの困難性については被告ら準備書面（８）（１０・１１頁）で述べたとおりである。）等は、水道事業者が、上記の種々の観点を総合的に検討した上で政策的に決定すべき事項であり、原告らが主張するように、単純な差し引き論で議論することは許されるべきことではないのである。

イ また、新旧プラン等の長期水需給計画は、県全体でのマクロ推計の結果を示して、水道事業者等に水資源に関する施策の方向性を示したものであって、各水道事業者を拘束するような類のものではない。新プランの水需要予測等は、八ッ場ダム建設事業への参画や、それに伴う利水に関する負担金等の支出とは直接関係がなく、その意味でも原告らの主張は主張自体失当のものである。

そのため、新プランについての議論は本件の争点とは関係がないが、念のため、以下、新プランについての原告らの主張に対し、説明を兼ねて反論することとする。

2 新プランの水需要予測の妥当性について

(1) 原告らの主張の要旨

ア 実績無視の架空の水需要予測

茨城県水道の１日最大給水量の実績は１９９０年代後半から頭打ちになり、２００２年以降は漸減傾向にあるにもかかわらず、旧プランの予測は急速に増加し続け、新プランのそれは旧プランより下方修正されているが、

増加することになっており、架空の予測である。

茨城県の総人口は2000年代に入って頭打ちとなり、2005年度から減少の兆しを見せているにもかかわらず、旧プランは増加し続け、新プランは今後の人口増加はないものとし、2020年には297万3000人としているが、国立社会保障・人口問題研究所の予測（2007年5月発表）では2020年には279万人になるとしていることから、人口動態の科学的分析を踏まえない過大予測であり、給水人口の予測も誤りである。

また、1人1日最大給水量は、最近13年間の実績は減少傾向にあって、2005年度には383リットルまで低下してきているにもかかわらず、2020年度の旧プランの予測は508リットル、新プランのそれは450リットルであるから、実績とかけ離れた予測である。

一方、工業用水の実績は1990年代後半から漸減傾向にあって2005年は90万立方メートル/日程度まで落ちてきているにもかかわらず、旧プランは増え続けて2020年には150万立方メートル/日、新プランは下方修正したとはいえ、2020年の予測値は120万立方メートル/日で、実績の傾向を無視している。

このように、旧プラン及び新プランの予測は実績との乖離が甚だしく、「水需要を適切に推計した」とはとてもいえるものではなく、その予測の非科学性は明白である（原告ら第10準備書面9～11頁）。

イ 十分に余裕をみた将来の水需要

水道用水の需要の構成要素である人口は国立社会保障・人口問題研究所の最新のデータである279万人を用いるべきであるが、余裕を見て290万人で計算し、一人当たり家庭用水は横浜市が科学的な検討を行い将来の飽和値を232リットル/日としているので、余裕を見て240リットル/日とし、都市活動用水+工場用水は、家庭用水とほぼ比例する傾向を示しているので、家庭用水の予測値（69.6万立方メートル/日）に現

況の家庭用水に占める「都市活動用水＋工場用水」の割合を乗じた値とし、利用率（給水量／取水量＝1－浄水場ロス率）は東京都水道局浄水場の実績の全平均は98.5％になっているから、余裕を見た95％を用いるなど、十分な余裕を見た値を設定して2020年度の一日最大取水量を予測すると、15.1立方メートル／秒となる。

一方、工業用水は確実な減少傾向にあって、2005年の使用水量は90万立方メートル／日を下回っているので、十分に余裕を見て将来値を100万立方メートル／日（14.3立方メートル／秒）とすれば、水道用水との合計値は29.44立方メートル／秒となる。

したがって、八ッ場ダムをはじめ湯西川ダム、思川開発、霞ヶ浦導水事業の4つの水資源開発事業がなくても、旧プランでは5.6立方メートル／秒、新プランでは2.4立方メートル／秒の余裕が生じることになるのであるから、八ッ場ダム等に参加して新たな水源を確保する必要性はない（原告ら第10準備書面13～15頁）。

（2）原告らの主張に対する反論

旧プランの水需給の推計方法及び予測値については、既に被告ら準備書面（10）（11～16頁）において説明をしており、また、新プランは旧プランを改定したものであることから、ここでは新プランの推計方法及び予測値について説明する。

なお、原告らは「十分に余裕をみた将来の水需要」と称して上記（1）イのような水需要の予測をしているが、恣意的な推計である感が否めず、また、茨城県内の水系による水供給の制約をはじめ、開発や融通に関するコスト、安全性等を全て無視して県全体の需要と供給を単純に机上で計算し、新たな水資源開発施設への参画の必要性はないと主張してみても意味がないため、ここでは上記（1）イの主張の個々の数値には反論しないこととする。

ア 水系別予測について

茨城県には利根川、那珂川及び久慈川の3つの一級河川があり、前述した

ように、これらの一級河川を中心に利根水系、那珂水系、久慈水系の3つの水系と大北川、花貫川などを包括した多賀水系の4つの水系からなっている。このような茨城県の地勢上の特徴から、新プランは、旧プランと同様、県内を利根水系（土浦市ほか2市6町1村）、那珂水系（水戸市ほか3市3町、うち常陸大宮市は久慈水系にも含まれる。）、久慈水系（日立市ほか3市1町1村、うち日立市は多賀水系に、常陸大宮市は那珂水系にも含まれる。）及び多賀水系（日立市ほか2市、うち日立市は久慈水系にも含まれる。）の4水系に区分し（乙181号証5頁）、それぞれの水系ごとに水道用水、工業用水及び農業用水の用途別に、供給可能量と需要量の予測をし、各水系の予測値の合計をもって県全体の予測値としている。

以下においては、説明を簡略化するため、県全体の水道用水及び工業用水の需要予測について述べる。

イ 総人口について

水道用水の水需要の予測に用いる人口（行政区域内人口）について、旧プランでは平成32年（2020年）の人口を323万人と見込んだが、県政運営の基本方針である新総合計画が、急激な少子化による合計特殊出生率の低下など社会的要因の変化を理由に人口の下方修正を行った。

この結果、平成27年（2015年）頃までは人口の自然減少とつくばエクスプレス沿線等への人口定着による社会増が均衡して概ね295～300万人で安定的に推移するが、その後は、少子化と高齢化の進行により人口の自然減少が大幅に進み、平成42年頃には概ね270～285万人程度になると予測している（乙162号証）。

新プランの水需要の予測に当たっては、水道用水を取り巻く環境の変化等による将来予測の不確実性及び安全性を考慮し、新総合計画の人口見通しの上限値を採用し、目標年である平成32年の人口を297万3000人と見込んでいる。

なお、原告らは国立社会保障・人口問題研究所の予測を使って2020年

の人口は279万人になるとしているが、この予測は平成19年5月公表の推計値であって、前述の新総合計画策定時に公表されていた同研究所の推計値（平成14年3月公表）では2020年には293万人としており、新総合計画の予測値に近い推計をしていた（被告ら準備書面（10）10頁の表参照）。

ウ 水道用水について

水道用水の需要量は、水系ごとに有収水量（水道の給水量のうち、料金徴収の対象となる水量）を家庭用水（飲料水・調理・洗濯・風呂・掃除・水洗トイレ・散水等）、都市活動用水（営業用水・事業所用水・公共用水・消防用水等）及び工場用水（いわゆる「工業用水」のことではなく、工場において事業用途に使用する水道水）に区分して推計し、それに有収率（給水量（配水場から送り出している水量）に占める有収水量の割合）、負荷率（1日最大給水量に対する1日平均給水量の割合）及びロス率（取水から給水に至るまでの損失割合）を見込み、水系ごとに1日最大取水量（需要量）を推計することとしている（乙186号証7頁）。

上記の有収率は「水道ビジョン」（厚生労働省健康局水道課：平成16年6月策定）の中小事業体における有効率の目標値である95%から県全体の有効無収率（有効率－有収率）を差し引いた92%に、負荷率は平成元年から平成16年の実績から最小値側5カ年の平均値程度である80%に、ロス率は日本水道協会の「水道施設設計指針」（乙165号証）を参考として、7.5%（用水供給事業計画ベース）にそれぞれ設定している（乙186号証35・36頁及び38・39頁）。

家庭用水は、水系ごとに家庭用1人1日当たりの給水量（家庭用原単位）に給水人口を乗じて推計している。家庭用原単位は、平成元年から平成16年までの実績を基に今後の核家族化・高齢化・併用井戸からの水道用水への転換などの増加要因や、トイレ・洗濯機などの節水機器の普及による減少要因を考慮し、利根水系250リットル、那珂水系278リットル、久慈水系

266リットル、多賀水系252リットルと推計し、1日当たりの家庭用水量は4水系の水量を合計して76万6790立方メートルとしている(乙186号証10～29頁)。

都市活動用水は、水系ごとに都市活動用の1人1日当たりの給水量(都市活動用原単位)に給水人口を乗じて推計している。都市活動用原単位は、平成元年から平成16年までの実績から推移の安定している直近5ヵ年の平均値で設定し、利根水系58リットル、那珂水系66リットル、久慈水系39リットル、多賀水系51リットルと推計し、1日当たりの都市活動用水量は4水系の水量を合計して16万9576立方メートルとしている(乙186号証30～32頁)。

工場用水は、工業用水における上水道の使用水量との整合性を考え、1日当たりの工場用水量は4水系の水量を合計して4万9195立方メートル(旧プラン6万5580立方メートル/日)としている(乙186号証33頁)。

この結果、家庭用水、都市活動用水及び工場用水を合わせた有収水量は、98万5561立方メートル/日(76万6790立方メートル/日+16万9576立方メートル/日+4万9195立方メートル/日)と推計している(乙186号証34頁)。

したがって、県内全域の1日最大給水量は、当該有収水量を有収率及び負荷率で除した133万9078立方メートル/日(98万5561立方メートル/日 \div 92% \div 80%) (旧プラン164万96立方メートル/日)となり、1人1日当たりの最大給水量は450リットル(133万9078立方メートル/日 \div 297万3000人) (旧プラン508リットル) になるとしている(乙186号証37頁)。

ちなみに、新プランの1人1日最大給水量の450リットルは、旧プランにおける508リットルより約1割程度の減少となり、平成16年度の栃木県の実績値454リットルや群馬県の実績値459リットルとほぼ同じ値

となっている。

なお、原告らは、1日最大給水量の実績が2002年以降漸減傾向にあることから、1日最大給水量が増加する新プランの予測は架空である旨主張しているが、平成元年（1989年）の実績と平成16年（2004年）のそれとを比較すると20.7%の増加であり、漸減傾向と言えるものではなく（乙186号証図表編1-62頁）、また、将来のエクスプレス沿線開発等による人口の社会増加や水道用水を取り巻く環境の変化等将来予測の不確実性及び安全性を考慮する必要がある、新プランは、これらを考慮し推計したもので、原告の主張するように架空などということはありません。

また、1人1日当たりの最大給水量の450リットルは、平成元年から平成16年までの実績値を基に、各水系の実績や、核家族化、節水機器の普及、高齢化、自家用併用井戸からの水道用水への転換等の増減要因を考慮して推計したものであり、実績とかけ離れたものではない（乙186号証10～29頁）。

エ 工業用水について

工業水の需要量は、水系ごとに製造品出荷額等1億円当たりの淡水補給水量（淡水補給水量原単位）に製造品出荷額等を乗じて1日平均淡水補給水量を推計し、それにロス率（取水から給水に至るまでの損失割合）、負荷率を見込み、1日最大取水量（需要量）を推計し、それに大強度陽子加速器などの新規プロジェクトの需要量を加えたものである（乙186号証46頁）。

なお、淡水補給水量とは、製品の原料として使用する水や冷却用水として循環利用している間に蒸発、飛散する水など、回収利用ができない水に相当する量を淡水で補給する量のことをいう。

淡水補給水量原単位は、水系ごとに過去16年の補給水原単位の実績から、推移の安定している数年を選定し、その平均値程度で持続すると見込み、ロス率は工業用水道事業計画ベースとしての7.0%に、負荷率は直近5年の最低値の86.3%に設定している（乙186号証48～50頁及び5

9・60頁)。

製造品出荷額等は、新総合計画における平成27年の県内総生産や実質経済成長率を参考に平成32年の県内総生産を推計し、さらに将来は第三次産業の伸び等により、県内総生産に対する製造品出荷額等の割合の低下傾向がこれからも続くものと見込み、水利用の伸び率を抑制した換算係数を乗じて推計している。この場合の実質経済成長率は、新総合計画の新たな経済フレームを基に平成27年までは1.9%、平成28年以降については、経済財政諮問会議の「日本21世紀ビジョン」等における経済成長率から1.5%に設定し、平成32年の県内総生産額は1兆5千990億1千万円/年(旧プラン1兆7千390億円/年)と推計し、換算係数は直近10年の県内総生産に対する製造品出荷額等の割合を基に時系列傾向分析(過去の傾向が今後も続くものとみなし、実勢の趨勢に最もよく適合する傾向線を用いて将来を推計する方法)により算出して、「0.793」(旧プラン1.052)に設定し、製造品出荷額等は1兆2千680億2千万円/年(旧プラン1兆8千661億4千万円/年)となるとしている(乙186号証51～53頁、63頁及び図表編2-13頁)。

この結果、1日平均淡水補給水量は、128万7千459立方メートル/日となり、それにロス率、負荷率を見込み1日最大取水量(需要量)は148万2千50立方メートル/日(旧プラン172万7千384立方メートル/日)になると推計している(乙186号証47～60頁)。

このように、工業用水の水需要予測においても、策定時点で明らかとなっている実績値を考慮するとともに、将来は第三次産業の伸び等により製造品出荷額等の割合の低下傾向がこれからも続くという将来の産業構造の変化等を見込んで推計したものであり、適正な推計値といえる。

オ 水需給バランスについて

上記のとおり、水道用水及び工業用水の需要量を推計した結果、平成32年(2020年)の水需給バランスの見通しは、全体では茨城県全体の供給

量が茨城県全体の需要量を5.365立方メートル/秒上回る事となった
(乙181号証18頁)。

本県の水資源行政上の指針である新プランでは、県全体の方向性として、今後、このうち半分程度の水量を環境用水(身近な河川や水路等に水を流すことにより親水性を高めたり、水路等を浄化したり、また、動植物等の生息・生育環境及び歴史的文化遺産を保護・保全することなどを目的とした水)として活用し、さらに半分程度の水量については、将来の予測しえない新たな政策課題に対応するための水量及び危機管理水量(異常渇水など危機に対応する水量。近年、降水量の減少に伴う安定供給可能量の低下が懸念されており、長期的な気候変動による降水量の減少等に対応するための水量)として活用することとしている(乙181号証30・31頁)。

3 環境用水への活用及び危機管理水量の確保について

(1) 原告らの主張の要旨

新プランは、新規水源開発事業に参加し続けるため、旧プランに比べて、自己水源である河川自流水約2.1立方メートル/秒、地下水1.0立方メートル/秒を減らし、また、都市用水の供給量と需要量の差である6.4立方メートル/秒の余剰水源を、具体性のない環境用水と危機管理用水(新たな政策水量を含む。)に活用することにした。

旧プランと新プランにおいて河川自流水や地下水をめぐる状況が何も変わっていないのであるから、数字合わせのための恣意的なものと考えざるを得ない。

また、環境用水への活用には導水管や取水施設等の設備が必要となり、制度上も水道用水や工業用水道から環境用水への転用は困難であり、仮にその転用を行うとしても、水道会計や工業用水道会計から一般会計に移して県民税で負担することは許されないことから、環境用水への転用は現実性がない。

さらに、危機管理用水(危機管理水量)は、異常渇水時に水利権に相当する水の全量を使うことはできないため、危機管理や新たな政策課題への活用も現

実性がない。

このように、現実性のない環境用水や危機管理用水（危機管理水量）を持ち出して、大量の余剰水源が生じる事実を覆い隠そうとしているのである（原告ら第10準備書面6～8頁）。

（2）原告らの主張に対する反論

ア 供給量から需要量を差し引いた水量5.365立方メートル/秒の活用について

新プランでは、前述したとおり（23・24頁）、新総合計画の人口・経済フレームの下方修正や1人1日当たりの給水量の見直しなどにより、需要量が旧プランと比べて、約8.1立方メートル/秒減少したことなどから、茨城県全体の推計では、供給量が需要量を5.365立方メートル/秒上回ることとなった。

この数値は、あくまで県全体で推計した供給量と需要量の差にすぎず、その意味では抽象的な数量といえるが（この単純な差し引き計算で、各水道事業者の水源開発の妥当性を議論することが適切でないことは、本準備書面第3の1（4）（15・16頁）に述べたとおりである。）この数量について、新プランは、県全体の施策として、このうち約2.5立方メートル/秒については、水環境に対する県民の関心やニーズの高まりを考慮して、湖沼の水質浄化、河川環境の改善など水環境に配慮した環境用水として活用し、さらに約2.8立方メートル/秒については、将来の予測しえない新たな政策課題に対応するための水量及び降水量の減少などの長期的な気候変動等に対応した危機管理水量として活用するという方向性を示している（乙181号証30・31頁及び乙187号証4枚目）。

茨城県では、環境用水への活用を具体化する例として、国が霞ヶ浦の常陸川水門に整備を進めている魚道の通過流量（魚道に流す水量）としての活用があり、現在国と協議を進めているところである。これは霞ヶ浦・北浦及び利根川の広範な水域の生態系の連続性を確保し、多様な魚類の生息環境の改

善を図るものである。今後は、霞ヶ浦以外の河川についても、環境用水としての活用を検討していくこととしている。このような環境用水としての活用は、原告らが主張するように導水管や取水施設等多額の経費を必要とするものではない。また、県民の水資源行政に対する要望でも河川や湖沼の浄化や汚濁防止が最上位に掲げられるなど、行政にとって優先的に取り組まなければならない課題であって、原告らが言うように現実性がないものでもない（乙181号証43頁）。

また、将来の予測しえない新たな政策課題に対応するための水量を確保することは、将来の県土発展のため行政判断上欠かせないことといえる。すなわち、茨城県においては、今後、つくば・東海などの科学技術の集積に連動した新たな研究開発機関の立地や産業大県づくりと連動した企業の立地などが想定され、将来の本県の発展のため、このような水需要の発生に速やかに対応できる水量を確保していく必要がある。

さらに、近年、地球温暖化の影響などにより、異常気象の頻発、降水量の減少、雨の降り方の変動幅の拡大などが生じてきており、国土交通省によれば、茨城県の水源地である利根川では流況の悪化が認められ、「安定供給可能量（ある規模の渇水時において、河川に対してダム等の水資源開発施設による補給を行うことにより、年間を通じて供給が可能となる水量）」が約2割程度低下していると試算されている。異常気象等が原因で、当初見込んだ水資源の確保が困難な年も現れてきており、茨城県としては、このことに対応するため危機管理水量を確保する必要があるのである（乙181号証30・31頁）。

なお、国土交通省及び関係都県において、利根川における渇水時の水利調整について協議してきた結果、将来の需要量に備えて現在の水需要量を上回る水源量を保有する利水者については、水資源開発量に応じて渇水調整を行うこととしている。現在進められている水資源開発施設（ダム等）が完成してからは、従来が必要ベースの取水制限ではなく、水源確保量に応じた取水

制限とする方向で、水資源の合理的、効果的な運用を図っていくこととしている。

このように、環境用水への活用が現実性のないというものではなく、また、政策課題への対応や危機管理のための水量の確保が不要だなどといえるものではなく（なお、渇水調整においても水源確保量に応じた水利調整を行う。）、原告らが主張するように、現実性のない環境用水や危機管理水量を持ち出して、大量の余剰水源を覆い隠そうとしているものではないのである。

イ 自流水及び地下水の削減について

自流水約2.1立方メートル/秒の削減は、旧プラン策定後に生じた自流水を水源とする簡易水道の廃止や企業の工業用水への振替による企業の有する自己水源の消滅であり、合計2.112立方メートル/秒減少したことによる。

また、地下水1.0立方メートル/秒の削減は、利根水系で地下水採取の規制等により揚水実績が減少していることから年平均増減率により0.832立方メートル/秒、那珂水系、多賀水系及び久慈水系では過去の実績により0.206立方メートル/秒、合わせて1.038立方メートル/秒減少したためである。

このように、自流水及び地下水の削減は、原告が主張するように水源開発事業に参加し続けるために恣意的に数字合わせをしたものでは全くない。

第4 地下水について

1 原告らの主張の要旨

茨城県内の地盤沈下が沈静化していることは、原告第3準備書面46～50頁で述べたとおりであって、地下水の削減を進める必要性はなくなっている。

茨城県の観測データを検討した結果、地盤沈下は確実に沈静化の方向にあって地盤沈下による被害の恐れは皆無となっている。したがって、少なくとも現状程度の地下水利用を継続することに何ら問題はない。

2 原告らの主張に対する反論

上記主張については、被告ら準備書面（10）の第4（20・21頁）に述べたとおりであり、原告らの主張は失当である。

なお、茨城県内では観測開始以来（昭和48～平成18）の累計地盤沈下量で、五霞町川妻で1173mm、古河市北利根で991mm、古河市大山で755mmと、1m前後沈下した地域も確認されており（乙188号証11頁）、直近の5ヵ年間ににおいても五霞町川妻で52.8mm、古河市北利根で31.7mm、古河市大山で34.7mmと、依然として地盤沈下が確認されている（乙188号証36頁及び41頁）。地盤沈下は確実に沈静化の方向にあるなどといえるものではなく、また、一度地盤沈下すると回復することは通常考えられないことから、今後も地下水規制により地盤沈下を未然に防止していくことが必要である。

第5 渇水について

1 原告らの主張の要旨

- (1) 利根川水系に依存する6都県全体の現在の水需給は、平成7年（1995年）当時と比べればはるかに余裕がある状態になっているから、同規模の渇水が来てもその影響を受ける度合は小さくなっている。平成6年（1994年）、平成8年（1996年）渇水時でも渇水の生活への影響がほとんどなかったのであるから、現在同規模の渇水が来たときの影響はかなり小さいものである（原告ら第10準備書面19・20頁）。
- (2) 余剰水源を抱える工業用水から水道用水への水源転用を、渇水状態になってからではなく普段から進めて渇水に備えるべきである（原告ら第10準備書面20・21頁）。
- (3) 渇水年においてダムの貯水量が少なくなると、水なし都市になってしまうのではないかという恐れを抱かせるような渇水報道がなされることがしばしばあるが、それは誤りである。また、ダムのみが利根川の流量を補給するのではなく、森林等の自然が流れを維持し、その役割が大きいのである（原告ら第1

0準備書面21・22頁)。

- (4) 日本学術会議の答申は、学問分野の定説をまとめたものではなく、「森林ワーキンググループ」メンバーの個人的な意見をまとめたものに過ぎない(原告ら第10準備書面22頁)。

2 原告らの主張に対する反論

- (1) 渇水は自然現象であり、今後どの程度の規模の渇水が発生するかは予見できないものであるから、原告らが主張しているように、渇水による影響の度合いを平成6年、平成8年の渇水の度合いで論じても意味がない。

被告ら準備書面(10)の第5(22頁)で述べたとおり、水道事業者には、平常時の水需要に対応した給水はもとより、地震・渇水等の災害時及び事故等の非常時においても、住民の生活に支障を来たすことがないように、給水の安定性を確保することが求められているのである。水道事業者にとっては、どのような渇水においても断水等が生じないようにたゆまぬ努力を重ねているのであり、茨城県企業局が経営する県南広域水道用水供給事業及び県西広域水道用水供給事業のハッ場ダム建設事業への参画はその求めに応じる延長線上にあるものである。

- (2) 原告らは、工業用水の水源を、渇水対策として水道用水への転用を普段から進めるべきと主張しているが、被告ら準備書面(10)第3の4(2)エ(18・19頁)、本準備書面第2の2(4)(12・13頁)、第3の1(4)(15・16頁)に述べたように、水源の転用は、水資源施設に係るコスト、転用先又は融通先の給水系までの導水路等に係る追加整備費用や維持費用、取水の安全性を考慮した場合における水源の分散状況などの観点からの検討が前提となるため、種々の条件を検討した上での総合判断が必要なものであり、原告らのように、単純な差引きで論じられるものではない。

なお、霞ヶ浦で有している工業用水の水源を、利根川の水道用水への転用することがコストの面で選択肢として採り得ないことについては、本準備書面第2の2(4)(12・13頁)で述べたとおりである。

(3) 渇水時におけるダムからの補給水量は、被告らの準備書面(10)第5の2ウ・エ(23・24頁)で述べたとおりであり、その役割はきわめて大きい。

ダムは、利水者が安定的に取水できるようにするため渇水時に補給する機能を有するものであり、森林等の自然流域はそのような機能を有していない。森林等の自然の役割が大きいからといって、このような機能を有するダムが不要となるものではなく、日本学術会議答申に「森林の持つ静的な、あるいは自然的調整と、ダム貯水池等による動的な、人工的調節が、その機能分担を果たしながら車の両輪として進むことになろう」(乙170号証)とあるように、森林等とダム貯水池等の両方の機能が必要なのである。

(4) 日本学術会議の「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について(答申)」(乙170号証)の「はじめに」のところに、「全領域の委員からなる「農業・森林の多面的機能に関する特別委員会」を設置し、検討に当たった。議論を進めるうち、より妥当な定量的評価のためにも、多面的機能の内容や意味の検討こそ本質的・前提的な事柄ではないか、また農業と森林は、類似点は多いものの、本質的に異なった面もあるとの認識が生まれた。そこでこうした見地から、農業と森林の二つのワーキンググループを置いて討議を重ね、それらを統合して、総論、各論としてまとめた。このような検討の結果、日本学術会議として、本答申を取りまとめたものである。」とあるように、日本学術会議としてしての答申であることは紛れもない事実であり、原告らの主張こそ個人的な意見である。

第6 第4次フルプランについて

1 原告らの主張の要旨

フルプランは、目標年次が過去の平成12年(2000年)のままであり、将来の目標年次における水需要の見通しと供給の目標を定めることになっているフルプランの要件を備えておらず、フルプランとは言えないものである。被告らの主張は、フルプランとしての要件を備えていないものを有効だとするものであ

って、明らかに不当である（原告準備書面（10）22・23頁）。

2 原告らの主張に対する反論

第4次フルプランは、被告らの準備書面（10）第2の2（6・7頁）で述べたとおり、平成12年以降においても改定されているものであり、現時点でも有効な計画である。ちなみに、全面的な改定となる「第5次フルプラン」を策定いかんは、国土交通省の決定する事項であることはいうまでもない。

第7 まとめ

以上のとおり、原告らの主張はいずれも失当である。

以上

別表

各地域の上水道事業の概要

平成18年3月31日現在

地域名	市町村及び一部事務組合名	水源 (m ³ /日)	給水人口 (人) 及び最大給水量 (m ³ /日)
県南地域 (11市町村)	土浦市 (1) つくば市 (1) 守谷市 (1) 稲敷市 (4) 美浦村 (1) 阿見町 (1) 河内町 (1) 利根町 (1) 茨城県南水道企業団 (龍ヶ崎市, 取手市, 牛久市)	①表流水 1, 200 ②地下水 31, 694 ③県南広域水道用水供給事業 311, 275 ④県西広域水道用水供給事業 (土浦市のうち旧新治村が受水)	①給水人口 772, 870 ②最大給水量 346, 839
県西地域 (11市町)	古河市 (3) 結城市 (1) 下妻市 (1) 常総市 (2) 筑西市 (4) 坂東市 (2) 桜川市 (3) つくばみらい市 (2) 八千代町 (1) 五霞町 (1) 境町 (1)	①表流水 80, 180 ②地下水 120, 628 ③県西広域水道用水供給事業 81, 040	①給水人口 728, 930 ②最大給水量 284, 312
鹿行地域 (5市)	鹿嶋市 (2) 潮来市 (1) 神栖市 (2) 行方市 (3) 銚田市 (3)	①表流水 11, 300 ②地下水 20, 087 ③鹿行広域水道用水供給事業 107, 200	①給水人口 301, 050 ②最大給水量 138, 220
県中央地域 (11市町村)	水戸市 (1) 石岡市 (1) 笠間市 (3) ひたちなか市 (1) 常陸大宮市 (1) 那珂市 (1) かすみがうら市 (1) 小美玉市 (2) 茨城町 (1) 大洗町 (1) 東海村 (1) 湖北水道企業団 (石岡 市, 小美玉市 (旧玉里 村))	①表流水 204, 281 ②地下水 108, 839 ③県中央広域水道用水供給事業 197, 273 ④県西広域水道用水供給事業 (石岡市のうち旧八郷町及びか すみがうら市のうち旧千代田町 が受水)	①給水人口 989, 080 ②最大給水量 488, 130
県北地域 (6市町)	日立市 (1) 常陸太田市 (2) 高萩市 (1) 北茨城市 (1) 城里町 (2) 太子町 (1)	①表流水 206, 313 ②地下水 28, 665	①給水人口 437, 200 ②最大給水量 227, 520

(注)

- 1 市町村及び一部事務組合名の () 内の数字は, その市町村が経営する上水道事業の数
- 2 水源, 給水人口及び最大給水量の数値は, 水道法に基づく水道事業の認可を受けた事業計画値の合計